

# 国立大学法人高知大学高圧ガス製造施設保安教育計画実施要項

平成16年4月1日  
規則第117号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この実施要項は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第27条第1項及び国立大学法人高知大学高圧ガス製造施設危害予防規則（以下「危害予防規則」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における高圧ガスの製造（法第5条第1項の許可を受けて行うものに限る。）施設（以下「製造施設」という。）の責任者、担当職員及び関係者に対する保安に関する教育計画を定め、これに従って保安教育を実施し、高圧ガスによる事故及び災害を防止し、公共安全を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「保安規則等」とは、一般高圧ガス保安規則、冷凍保安規則、容器保安規則及びこれらに基づく告示、通達等をいう。
- (2) 「特別規程」とは、法により制定することが義務付けられた規程等をいう。
- (3) 「規定類」とは、本学が別に制定した規定等をいう。
- (4) 「協力会社」とは、製造、工事、保全、運送、充填等に関連する業者をいう。
- (5) 「教育実施責任者」とは、製造施設関係職員等を教育訓練する責任を有する者をいう。
- (6) 「教育訓練指導者」とは、教育訓練に関する指導を行う者をいう。

### (保安教育計画の位置付け)

第3条 この保安教育計画は、本学の特別規程として定め、別に定める危害予防規則と一体のものとする。

## 第2章 教育体制

### (最高責任者)

第4条 製造施設関係職員等の保安教育に関する最高責任者は、総括管理者とする。

### (教育実施責任者等)

第5条 保安教育を円滑に実施するため、教育実施責任者（以下「実施責任者」という。）

及び教育訓練指導者（以下「訓練指導者」という。）を置くものとする。

2 実施責任者は、保安統括者をもって充て、保安教育計画の作成及び教育訓練の実施について統括する。

3 訓練指導者は、一般高圧ガス保安責任者及び冷凍保安責任者をもって充て、次の各号に掲げる職務を遂行する。

(1) 保安教育計画の作成及び整備に関すること。

(2) 実施計画の作成及び推進に関すること。

(3) 保安教育訓練の実施、指導、評価、記録及び資料の作成に関すること。

(教育対象者)

第6条 保安教育の対象者は、本学の高圧ガス製造施設の保全、運転、防災等に関する責任者及び担当職員並びに当該製造施設において作業する協力会社の従業者とする。

(教育訓練の実施計画)

第7条 保安教育計画は、全学にわたる総合した計画として作成し、この計画を実行するため、実施計画を別に定める。

2 実施計画は、年間計画及び月間計画とする。

3 実施計画の作成に当っては、教育対象者別に教育訓練の項目、方法、順序、時間数、場所等を盛り込まなければならない。

(教育訓練の推進)

第8条 教育訓練の実施に際しては、教育時間を確保し、教育対象者及び個人別に教育進捗表を作成し、教育訓練を推進するものとする。

(教育訓練の記録及び保存)

第9条 教育訓練に使用した資料、テキスト、内容、時間数及び機会等につき必要な事項は、記録し、5年間保存し、次期計画に対する参考としなければならない。

(資格取得の奨励)

第10条 保安に関する技術・技能の向上を図るため、高圧ガス製造保安責任者等の各種免状及び資格取得の機会を与えなければならない。

(保安意識の高揚等)

第11条 保安に関する改善提案、掲示等を行い、広く関係職員等の保安意識の高揚と保安の向上を図らなければならない。

### 第3章 教育の資料等

(教育資料等)

第12条 実施責任者等は、次の各号に掲げる資料を用いて教育訓練の向上を図らなければならない。

- (1) 関係法規、基準規格類、学会・協会誌、業界で作成した資料等
- (2) 規定類、統計、報告、設備配置図、機器組立図等
- (3) 設備機器取扱書、学術参考書等

2 訓練指導者は、前項の資料等により教育内容及び教育対象者に適合したテキストを作成し、実施責任者の承認を得て活用するものとする。

#### 第4章 教育の方法及び時期

(教育の方法及び時期)

第13条 教育は、教育する対象者及び内容により、教育の方法と時期を適切に選び、実施しなければならない。

2 学内教育は、業務遂行と一体とし、職場規律の確立及び技能の訓練を実施しなければならない。

3 学外教育は、保安意識の高揚、保安技術、災害防止等に関する講習及び集合訓練並びに高圧ガス製造保安責任者試験等に関連して行われる講習会等に関係職員等を積極的に参加させなければならない。

4 機会教育は、次の各号に掲げる場合に行い、必要な教育訓練を遅滞なく実施しなければならない。

- (1) 施設を新設及び増設するとき。
- (2) 製造の方法又は設備等を変更するとき。
- (3) 法規又は規定類が変更されたとき。
- (4) 関係職員等の異動を行うとき。
- (5) 製造保安責任者等の試験を受けるとき。
- (6) 異常状態が発生したとき。
- (7) 危害予防規則及び規定類に違反した者があったとき。

#### 第5章 高圧ガスの種類ごとの教育内容

(高圧ガスの種類ごとの教育内容)

第14条 高圧ガスの種類ごとの教育内容の作成に当っては、本学が取り扱う高圧ガスの具体的な種類ごとに、高圧ガスの物性、危険性、取扱上の注意事項等及び保安上必要な特徴を明らかにして、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 支燃性ガス

- ア 危険性、反応性及びその他の物性に関する高圧ガスの性質の特徴
- イ 高圧ガスの数量、圧力、温度、純度等の危険性との関連及び取扱上の注意事項
- ウ 防消火訓練
- エ 火傷、凍傷等に対する救急訓練

(2) 不活性ガス

- ア 消火性、窒息性及びその他物性に関する高圧ガスの性質の特徴
- イ 不活性ガス、その送入装置及び容器の取扱上の注意事項
- ウ 清掃、点検等の作業に際しての安全に関する教育訓練
- エ 酸欠、凍傷等に対する救急訓練

第6章 対象者別の教育内容

(対象者別の教育)

第15条 第6条に定める教育対象者の教育訓練は、教育対象者の職務区分等に応じ、重点を明らかにし、具体的に定めなければならない。

2 製造施設責任者等の教育訓練は、保安に関する知識及び技術の教育並びに自己啓発を重点に、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 保安意識の高揚に関する事項
- (2) 法規及び規定類の体系に関する事項
- (3) 製造又は取り扱う高圧ガスに関する技術
- (4) 事故・災害時に対する教育訓練に関する事項
- (5) 学外における高圧ガスの保安に関する情報
- (6) 学外における講習及び見学に関する事項
- (7) その他必要事項

3 製造施設担当職員の教育訓練は、保安に関する技術・技能を重点に、次の各号に掲げる内容を含むものとし、特に未熟練職員に対しては、基礎的知識及び技能に重点を置くものとする。

- (1) 保安意識の高揚に関する事項
- (2) 法規及び規定類の体系に関する事項
- (3) 製造又は取り扱う高圧ガスの性質に関する事項
- (4) 当該施設における運転、操作等の保安技術に関する事項
- (5) 当該施設における製造設備の保安技術に関する事項
- (6) 異常状態に対する教育訓練に関する事項

(7) 安全に関する一般的規律に関する事項

(8) その他必要事項

4 防災関係者の教育訓練は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(1) 防災に関する体制、方法及び通報連絡並びに施設等の緊急時における編成、配置、指揮及び行動に関する教育訓練

(2) 局部防災訓練及び総合防災訓練

(3) 中毒、火傷、凍傷等の救急に関する教育訓練

(4) 地域防災に関する体制、方法、通報連絡その他必要な事項に関して対応できる合同訓練

#### 第7章 協力会社従事者の教育訓練

(協力会社従事者の教育訓練)

第16条 実施責任者及び訓練指導者は、協力会社の行う従事者に対する保安教育に対し積極的に指導監督するものとする。

#### 第8章 保安教育計画の変更等

(変更)

第17条 総括管理者は、高知県知事から保安教育計画の変更を命じられたとき、又は変更を要すると認めたときは、遅滞なく変更するものとする。

#### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。